B１４

問題：学校の情報化はハード機器の整備だけでなく，ソフトウェアの整備も大切な課題です。
以下の記述は，ソフトウェアの整備について述べたものです。これらの中で，【正しいもの】を全て選び，チェックしなさい。

---選択肢----------

1. **単品で販売されているパッケージに比べて，学校向けのアカデミックパッケージや学校向けのライセンス契約のほうが安価に導入できる場合がある。**
2. **学校向けライセンス契約で購入したソフトウェアは，ＰＴＡの仕事のためなら保護者所有のコンピュータにインストールして利用できる。**
3. **無料でダウンロードできるフリーウェアは著作権が放棄されている。**
4. **学校向けライセンス契約には児童(生徒)や教師が自宅で利用することを許可しているものもある。**
5. **契約後に利用台数が増えた場合でも，自由にコピーして使うことを認めるライセンス契約もある。**

答え：1，4，5

【解説】

ライセンスとは使用許諾権のこと。

ハードウェアに比べ明確な形のないソフトウェアでは，**対価を支払ってこの使用許諾権を入手し，そのソフトウェアを使用する権利を得る。**特にソフトウェアを使用する際，ユーザーはソフトウェア使用許諾契約というライセンスに従う義務がある。
ライセンスには，利用できるコンピュータの台数，ユーザー数やネットワークでの利用制限などの様々な取り決めがあり，これに同意しない場合は，一般的にそのソフトウェアを使用することができない。

学校向けライセンス(アカデミックパック)は，教職員 学生のみが購入する(使用する)権利があるので，民主団体であるPTA が，その仕事の目的で無制限に使えるということは基本的にありえない。

フリーウェアにも著作権は存在し，公開されているからといって，著作権が放棄されているとは限らない。

著作権フリーといわれる著作物もあるが，これは著作物の広範な利用について著作者があらかじめ許諾しているという意味であって，著作権が放棄されているわけではない。また，**複製利用がフリーであっても，改変など 著作者人格権」に関してはフリーではないものもあり**，著作権フリーと表示されている場合でも，著作者が提示した著作条件に注意すること。

様々なソフトウェアが学校に入ってくるようになるが，それらを利用する際には，当然，著作権等の制約が生じる。
コーディネータとしては，情報モラルを強く意識して各学校のアドバイスにあたらなければならない。

参考 URL：
アスキーデジタル用語辞典 (http://yougo.ascii24.com/)
パソコン知ったか辞典 (http://www.nttpub.co.jp/paso/)
社団法人日本 PTA 全国協議会(http://www.nippon-pta.or.jp/pta-ayumi50/index.htm)
参考文献：
編集 赤堀侃司 発行所 教育開発研究所 発行年 2001 年
『学校管理職スキルアップ講座３ 身につけたいパソコン活用能力 情報化社会の学校管理職』p68-70

＜以下，参考文献より抜粋＞

【著作権】

著作物に対する財産的な権利。著作物の公表や複製利用，公衆送信などは，原則として著作者に無断で行うことはできない。

・著作物の創作の時点で自動的に付与される。
・著作者の死後 50 年間保護される。
・著作権法で規定される公正な利用の場合には制限を受ける。

【著作人格権】

著作者の人格的な権利。著作者の意に反して，著作物を改変したり，著作者の氏名の公表・非公表を決めることはできない。

・著作物の創作の時点で自動的に付与される。
・著作者の死後も保護される。

【著作隣接権】

著作者ではないが著作物を用いて公演などを行う歌手や役者など実演家の権利。著作物と同様に，実演の録音・録画，公衆送信などを実演家に無断で行うことは出来ない。

・実演の時点で自動的に付与される。
・実演後 50 年間保護される。
・著作権法で規定される公正な利用の場合には制限を受ける。